

電子申請が可能です。(裏面へ)

- 添付書類のコピーや文書の投函等の手間がなくなります
- 申請方法がわからない場合は福祉課社会福祉担当まで
TEL:0569-72-1111

記入例

発行日 年 月 日

辞退する場合のみ

武豊町長

該当するか確認

物価高騰対応重点支援給付金支給要件確認書

物価高騰対応重点支援給付金について、令和5年度の町民税の課税状況等に基づき、支給対象者に該当すると思われるため、本確認書を送付しました。

以下の内容を確認して、年 月 日 までに、電子申請いただくか、同封の返信用封筒に入れてこの確認書を返送してください(辞退の場合も返送ください)。

※上記期限までに返信がない場合は、本給付金を辞退したものとみなします。

※確認内容が誤っている場合は、給付金の返還を求める場合があります。

※本給付金を受給しない場合は、右のチェック欄に☑をしてください。 私の世帯は給付金を受給しません

「支給内訳」
「支給口座」
を確認

確認事項	
共通①	世帯全員が令和5年度分の町民税が課されている他の親族等の扶養を受けていません。
共通②	既に武豊町及び他市区町村において町民税均等割のみ課税世帯として物価高騰対応重点支援給付金(10万円)又は子育て世帯として物価高騰対応重点支援給付金(5万円)を受給した世帯ではありません。
均等割①	世帯全員が令和5年度町民税所得割を課されており、少なくとも1人が町民税均等割のみ課されている。
均等割②	世帯の中に令和5年度分の町民税所得割が課税となる所得があるのに申告漏れがある者はいません。
子ども①	世帯全員が令和5年度町民税非課税又は、上記「均等割①、②」の要件を満たしている。
子ども②	世帯の中に令和5年度分の町民税が課税となる所得があるのに申告漏れがある者はいません。
子ども③	下記の支給内訳記載の児童を令和5年12月1日時点で養育している(生計は同一)

支給額	150,000円	
支給内訳	均等割のみ課税分	100,000円
	子ども加算分 (対象児童は右記)	50,000円
支給口座	武豊 一郎	
	〇〇銀行 ××支店 普通 1234567 外3 707	

上記内容に相違ありません。※「世帯主氏名」「確認日」「連絡先電話番号」欄への記入をお願いします。

世帯主氏名	武豊 太郎	確認日	令和6年 6月 1日	連絡先電話番号	090-1234-5678
-------	-------	-----	------------	---------	---------------

上記の口座を解約しているなどの理由で別の口座への振込みを希望する場合や、上記の支給口座が空欄の方は、裏面に振込口座を記入のうえ、必ず確認書類を添付してください

上記世帯主以外の代理人が確認する場合は、下記欄にご記入ください。※裏面の「本人(代理人)確認書類」欄に添付してください

フリガナ 代理人氏名	申請者との 関係	代理人生年月日		代理人住所
		明・大・昭・平・ 年 月 日	日中に連絡可能な電話番号 ()	
上記の者を代理人と認め、物価高騰対応重点支援給付金の		確認・請求 受給 確認・請求及び受給	を委任します。 ←法定代理の場合は、委任方法の選択は不要です。	世帯主 氏名

代理人として
申請する方の
情報を記入

「受給」又は「確認・請求及び受給」に
○を付けた場合、裏面の「B」を記入

世帯主本人の
「署名」又は「記入押印」

確認し、☑を付ける

表面に口座記載がない方もしくは表面に記載されている口座とは違う口座への振り込みを希望される方のみ記入

※表面のAで代理人が受給をする方は、代理人の口座を記入

表面記載の口座に代えて（又は表面の支給口座欄が空欄の場合）、下記口座への振込を希望します

（注）金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、福祉課へお問い合わせください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 ※右詰めでご記入ください	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください
1. 銀行 3. 信用金庫 2. 農協 4. 労働金庫	支店名 ※支店 ※支店 ※支店	1 普通 2 当座		
金融機関番号	店番号			
ゆうちょ銀行	通帳記号 6桁目がある場合は※欄に ご記入ください		通帳番号 ※右詰めでご記入ください	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。	1 0 ※			

【表面に口座が記載されていない又は口座を変更される方のみ添付】

振込口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し

※受取口座にゆうちょ銀行を選択し、通帳をお持ちの方は、通帳の見開き部分の写し(コピー)の写しを添付してください

「Aのみ」記入を行った方▶【本人(代理人)確認書類】の添付をしてください

「Bへの」記入を行った方▶【振込先金融機関口座確認書類】と【本人(代理人)確認書類】を両方添付

本人(代理人)確認書類

※マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等の顔写真付きの本人確認書類写しの場合は1点必要です。

※医療保険証、介護保険証等の顔写真無しの本人確認書類の写しの場合は2点必要です。

電子申請用二次元コード	不備書類提出用二次元コード	お問い合わせ番号
D		
注意事項等		
<ul style="list-style-type: none"> ・電子申請は、世帯主本人(確認書の宛名の方)のみ可能です(家族等による補助は可能) ・電子申請後、役場福祉課より不備等がある場合はご連絡いたしますので「不備書類提出用二次元コード」をスマートフォン等で読み取り指定された書類を提出ください ・本書類は給付金の支給決定通知書が届くまで保管してください ・確認書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年9月13日までに、補正がされない場合は、本給付金を辞退したものとみなします 		

【電子申請用二次元コード】をスマートフォン等で読み取り、確認書提出に代えることができます
【お問い合わせ番号】をご確認の上、お手続きをお願いいたします